



## 梁慧星中国相続法草案（2）

西 村 峯 裕  
周 喆

梁慧星教授の研究グループは以下のメンバーからなる：

中国社会科学院法学研究所研究員 民法研究室主任 孫憲忠

清華大学法学院副院長 教授 崔建遠

中国社会科学院法学研究所副研究員 民法研究室副主任 鄒海林

中国社会科学院法学研究所副編審《法学研究》雜誌副主編 張広興

中国社会科学院法学研究所副研究員 陳華彬

中国社会科学院法学研究所副研究員 經濟法研究室主任 陳甦

中国社会科学院法学研究所副研究員 渠濤

中国社会科学院法学研究所助理研究員 侯利宏

### 第3節 遺言の内容

第41条【遺言の内容】①遺言者は遺言で以下の事項を定めることができる。

- (1) 相続人、受遺者及び後順位相続人、後順位受遺者の指定
- (2) 相続財産の分配手続、分配方法及び分配額
- (3) 遺言相続人、受遺者の負担義務の指定
- (4) 遺言執行者
- (5) 遺言信託の受託者及び受益者
- (6) その他の事項

②遺言が前項各号の事項の一つを具備しないときもその効力に影響しない。

第42条【遺贈】①遺言で指定した受遺者は国家、集団、法人又はその他の組織及び法定相続人以外の者のみとすることができる。

- ②受遺者は遺言の効力を生ずる時に生存している者でなければならない。  
但し遺贈者の死亡時に受胎している胎児は受遺者とすることができる。  
遺言の公証人、証人及びその配偶者若しくはその他の直系血族を受遺者  
としてはならない。
- ③遺贈の財産は相続財産とし、且つ遺贈者の死亡時に遺贈を執行すること  
が可能で且つ適法なものでなければならない。
- ④遺贈の効力は従物に及び、遺言の効力が生ずるときは遺贈目的物の利  
息に及ぶ。但し遺言の効力は遺贈目的物の上に存在する権利に影響しな  
い。

第43条【遺言信託】遺言者が遺言信託を設立するときは信託法の関係規  
定を遵守しなければならない。

第44条【条件付遺言の制限】①遺言者は遺言で遺言相続又は遺贈につき  
一定の条件を付することができる。

②遺言者が遺言相続又は遺贈に付する条件は、法律の規定に反してはなら  
ず、国家、社会、集団及び他人の利益を侵害してはならない。遺言者は  
遺言相続又は遺贈に非財産的な制限条件を付してはならない。

③遺言者が前項の規定に反するときは遺言は無効とする。

第45条【遺言内容の推定】遺言者が遺言で遺言の相続人及び遺言の種  
類、範囲又は数额のみを指定し、各遺言相続人が相続すべき具体的な相  
続財産及び相続分を明示しないときは、相続財産はその指定した相続人  
の間で均分しなければならない。

第46条【遺言の解釈】遺言の内容につき解釈するときは、遺言の文脈に  
従って遺言者の意思と最も符合する解釈を採らなければならない。

#### 第4節 遺言の変更及び取消

第47条【遺言の変更及び取消】遺言者は法律に定める遺言の作成要件及  
び方式に基づき自ら作成した遺言を取消し、変更することができる。

第48条【遺言の取消方法 1 明示の取消】遺言者はいずれの法定遺言方  
式によっても、その他の法定方式で作成した遺言を取り消すことができ

る。

第49条【遺言の取消方法 2 遺言の擬制】遺言者に下記の行為の一つがあるときは、遺言を取り消したものと看做す。

- (1) 遺言者が遺言書を数部作成し、且つ内容が互いに抵触するときは、最後の遺言に遵うものとする。
- (2) 遺言者の生前の行為が遺言の内容と抵触するときは、遺言と抵触する部分を取り消したものと看做す。
- (3) 遺言者が故意に遺言書を毀損したときは、遺言を取り消したものと看做す。

## 第5節 遺言の効力

第50条【遺言の効力の発生時期】遺言は遺言者の死亡の時に効力を生ずる。遺贈に停止条件を付するときは、条件成就の時に効力を生ずるものとする。

第51条【遺言の無効】 ①以下の事由の一つがあるときは遺言は無効とする。

- (1) 民事行為無能力者又は制限民事行為能力者が作成した遺言
- (2) 代理により作成した遺言
- (3) 偽造の遺言
- (4) 遺言の変造された部分
- (5) 国家、集団、又は他人の所有に属する財産を処分する内容の遺言
- (6) 遺言の遺留分の規定に反する部分

②無効な遺言の執行は無効とする。遺言の一部無効は残余の部分の効力に影響しない。

第52条【瑕疵ある遺言の取消】 ①下記の遺言については相続人、受遺者又はその他の利害関係人がその取消を申立てることができる。

- (1) 強迫、詐欺により作成された遺言
- (2) 法律に定める方式に符合しない遺言

②遺言が取り消されたときは、その無効は遺言者の死亡時に遡及する。遺

言執行していないときは、その執行を停止し、既に執行したときは、承継した相続財産を返還しなければならない。返還できないときは、受益者は時価に評価して償還しなければならない。

- ③前項の取消権は、権利者が取消し得る事由を知り又は知り得べき時から1年を経過したときは消滅する。

## 第6節 遺言の執行

第53条【遺言執行者の要件】遺言の執行者は民事権利能力を有しなければならない。

第54条【遺言執行者の確定】①遺言者は遺言で遺言執行者を指定することができる。遺言で第三者に遺言執行者の指定を委任することもできる。

②遺言で遺言執行者を指定せず、又は指定した遺言執行者が遺言を執行することができないときは、遺言者の法定相続人を遺言の執行者とする。

③遺言で指定する遺言執行者がなく、遺言を執行できる法定相続人もないときは、遺言者が生前に所属した単位又は相続開始地の居民委員会、又は村民委員会を遺言執行者とする。

第55条【遺言執行者の同意及び拒絶】相続人以外の者が遺言執行者に指定されたときは、遺言執行者に就任するか否かを決定することができる。遺言執行者に就任することを欲しないときは、直ちに相続人、受遺者、又はその他の利害関係人に通知しなければならない。

第56条【複数の執行者】①遺言執行者が2人以上の場合は、遺言者が遺言で別段の意思表示をした場合を除くほか、共同で遺言を執行しなければならない。

②遺言執行者の指定がなく、法定相続人が複数いるときは、全ての相続人を遺言執行者とする。相続人は共同で、又は1人若くは数人を代表者を選任して、遺言を執行することができる。

③遺言執行者は遺言の執行につき意見が一致しないときは、人民法院に裁定を申立てることができる。

第57条【遺言執行者の権利及び義務】遺言に別段の定めがない限り遺言執行者は以下の権利を有し義務を負う。

- (1) 遺言が適法且つ真実であることを明らかにすること
- (2) 相続財産の整理
- (3) 相続財産の管理
- (4) 訴訟代理
- (5) すべての遺言相続人及び受遺者の召集並びに遺言内容の公開
- (6) 遺言に基づく最終的な相続財産の遺言相続人及び受遺者への移転
- (7) 各種の遺言執行に対する妨害の排除
- (8) 遺言執行により受けた不足の損害を相続人に対する賠償の請求

第58条【遺言執行者の責任】遺言執行者が遺言を執行するときは、法律及び遺言者の意思に基づき自己の職務を忠実に履行しなければならない。遺言執行者が故意又は重大な過失により相続人、受遺者又はその他の利害関係人に損害を与えたときは、損害賠償責任を負わなければならない。但し、遺言執行者が有償で遺言を執行するときは、自己の過失によって与えた一切の損害を賠償する責任を負わなければならない。

第59条【遺言執行者の地位の取消】遺言執行者が適切に自己の職務を履行することができないときは、相続人、受遺者又はその他の利害関係人は遺言執行者の資格を取消すよう人民法院に申立てることができる。

第60条【遺言執行者の報酬】遺言者は遺言で、遺言執行者に報酬を与えることができる。遺言者がこれを定めなかったときは、遺言執行者は報酬を請求してはならない。但し、相続人又は受遺者が報酬を支払うときはこの限りでない。

#### 第4章 遺贈扶養の協議

第61条【遺贈扶養取決めの定義】①遺贈扶養取決めは、自然人（遺贈者、被扶養者）と扶養者又は集団組織と被扶養者の間で締結する扶養、葬式及びその他の相続財産の遺贈を内容とする取決めを言う。

②遺贈扶養取決めについて、本法に定めがないときは、契約法の関係規定

を適用する。

第62条【遺贈扶養取決めの方式】遺贈扶養取決めは書面の方式を取らなければならない。

第63条【遺贈扶養取決めの効力】遺贈扶養取決めは成立の時から効力を生じ、法律の保護を受けるものとする。

## 第5章 遺産の処分

第64条【相続開始の通知】①被相続人の死亡を知った相続人は、相続開始を通知しなければならない。相続人の中に、被相続人の死亡を知る者がなく又は被相続人の死亡を知っても通知できないときは、被相続人の生前に所属する単位又は住所所在地の居民委員会、村民委員会が相続の開始を通知しなければならない。

②その他の利害関係人が相続開始の事実を知ったときは、相続人又は遺言執行者に通知することができる。

第65条【相続財産管理人の選任】①相続開始後2ヶ月内に相続人は会議を開き、相続財産管理人を推薦しなければならない。共同相続人が相続財産管理人を推薦しないときは、相続人全員が共同で相続財産管理人の権限を行使するものとする。

②遺言で遺言執行者を指定したときは、遺言執行者が相続財産管理人の権限を行使する。

③以下の各号に定める事由の一つがあるときは、利害関係人の申立てにより、人民法院は相続財産管理人を選任することができる。

(1) 遺言に遺言執行者の指定がなく、相続人に相続財産管理人の選任について争いがあるとき

(2) 相続人がなく又はその行方が知れず、且つ遺言で遺言執行者を指定していないとき

(3) 相続人の行為が相続財産債権者の利益に損害を与え又は与えることを証明する証拠があるとき

④人民法院は相続財産管理人を選任する前に、利害関係人の申立てに基づ

き相続財産に対し必要な処分を行うことができる。

第66条【相続財産管理人の報酬】相続人と遺言執行者以外の者が相続財産管理人を担当するときは、その職務執行に相当する報酬を請求することができる。

第67条【相続財産の保管】相続開始の後、相続財産を保管する者はこれを適切に保管しなければならない。且つ保管する相続財産の種類、数量及び状況を直ちに相続財産管理人に通知し、相続財産管理人は相続人との合意によって当該相続財産に関する以後の保管方法を定めるものとする。

第68条【相続財産目録の調製】①相続財産管理人は直ちに被相続人の財産を整理し、相続財産目録を調製しなければならない。

②相続財産管理人が相続財産目録を調製するときは、被相続人の財産と夫婦共有財産、家庭共有財産及び他人の財産とを区別しなければならない。

第69条【相続財産の使用、収益及び処分】①相続人が複数ある場合は、相続財産を分割するまでは相続人全員の合有とする。相続人全員の同意を経ることなく、何れの相続人も相続財産の価値を損なう使用、収益及び処分をしてはならない。

②相続財産の占有者が緊急状況の下で保管する相続財産を換価するときは、その後直ちに相続人及び相続財産管理人に通知し、且つ取得した代金を相続財産管理人に引き渡さなければならない。

第70条【相続分の譲渡の制限】①相続財産を分割するまでは共同相続人はその相続した相続分を共同相続人以外の者に譲渡してはならない。

②前項の規定に反して相続分を譲渡したときは、その譲渡行為は無効とする。

第71条【相続の承認及び放棄】①相続人が相続を放棄するときは、相続の開始を知った後2ヶ月以内に書面の方式を以って、相続放棄の意思表示をしなければならない。期間内に表示しないときは、相続を承認したものと看做す。

②受遺者は遺贈が効力を生じて後、遺贈を受けることを知った時から2ヶ月以内に受諾の意思表示をしなければならない。期間内に表示しないときは、相続を放棄したものと看做す。

③相続人の相続の承認若しくは放棄の意思表示又は受遺者の遺贈の受諾若しくは放棄の意思表示を取消すことはできない。但し詐欺、強迫に因る場合はこの限りでない。

第72条【条件付、期限付承認及び放棄並びに一部の承認及び放棄】①相続の承認又は放棄について条件又は期限を付してはならない。

②相続の一部の承認又は放棄の意思表示は無効とする。

第73条【相続放棄の遡及効】相続放棄の効力は相続の開始の時に遡ぼる。

第74条【相続の無効】相続人が相続を放棄し、これによって債権者の利益に損害を与えたとき、債権者は相続人が相続を放棄したことを知り又は知ることができた日から6ヶ月以内に相続放棄の無効の裁決を人民法院に申立てることができる。但し相続人が充分の担保を提供したときはこの限りでない。

第75条【相続財産の範囲及び共同相続人の連帯責任】①相続財産債務とは、被相続人がその生前に法に基づき納付すべき税金並びに個人生活及び生産の必要に全て消費し、弁済していない債務をいう。家庭債務に於る被相続人の負担すべき部分は相続財産債務に属する。

②共同相続人は相続財産債務の弁済につき連帯責任を負う。但し相続財産債権者がその免除に同意するときはこの限りでない。

第76条【相続人の責任制限】①相続人は承継した相続財産の現時の評価額の限度で、相続財産債務につき責任を負う。相続財産の現時の評価額を超えた部分を相続人が任意に弁済したときはこの限りでない。

②相続人が相続を放棄したときは、被相続人が法に基づき納付すべき税金及び債務を弁済する責を負わない。

第77条【遺言相続及び遺贈の減殺】遺言が効力を生ずる場合に於て、相続財産の実際の数額が遺言の相続財産の数額に足りないときは、相続及



び遺贈の相続財産価額から相続分の割合に応じて控除しなければならない。

**第78条【相続財産処理の手続】** ①相続財産はまず相続財産債務の弁済に充てなければならない。相続財産債務を弁済して後の残余は遺言相続によって処理しなければならない。尚残余があるときは、法定相続人の法定相続分に応じてこれを分割しなければならない。

②同一順位の相続人が数人あるときは、その相続分に応じて分割しなければならない。法律に別段の定めがあるときはこの限りでない。

③前2項の規定に基づき相続財産の処理手続が終了することによって、労働能力が欠如し又は生活の資金が欠けるため生計を維持しがたくなる相続人に対しては、相続財産を処理する前にその者に6ヶ月分の生計維持費を確保しなければならない。

**第79条【相続債権の公告】** ①相続人及び相続財産管理人は相続の開始を知ってから3ヶ月以内に人民法院に相続財産目録を提出しなければならない。人民法院は催告手続を公告し、債権者がその債権を申出るよう催告する。

②前項の催告手続の公告期間は3ヶ月を下廻ってはならない。

③相続人及び相続財産管理人は本条に定める催告の公示期間内は如何なる債権者及び受遺者の給付請求も拒絶することができる。

**第80条【相続債務の弁済】** ①前条に定める催告期間が満了した後、相続人及び相続財産管理人は申告した債権及び其の他の既に知れたる債権の数额又は割合に基づき相続財産を以って弁済する。相続財産の上に担保物権を有する債権者は担保目的物につき優先弁済を申立てることができる。

②期限未到来相続財産債務又は争いある相続財産債務につき、相続人及び相続財産管理人はその相続財産分割前に当該債務を弁済するための必要な財産を確保することができる。

**第81条【損害賠償責任】** ①相続人及び相続財産管理人は第78条から第80条の規定に反し相続財産債権者及び受遺者に損害を与えたときは、賠償

責任を負わなければならない。

- ②前項の損害を受けた相続財産債権者及び受遺者は、不当な弁済を受けたことを明らかに知る相続財産債権者及び受遺者に対し、その不当な弁済額の返還を請求することができる。

第82条【債権不申告の効果】相続財産債権者が本法に定める期間内に債権を申出ず、且つ相続人及び相続財産管理人がこれを知らないときは、残余の相続財産にのみその権利を行使することができる。但し相続財産につき担保物権を有する者はこの限りでない。

第83条【相続財産の分割の自由及びその制限】①相続が開始した後は、相続人は何時でも相続財産の分割を請求することができる。但し以下の事由があるときはこの限りでない。

(1) 相続財産債務は尚弁済していないとき

(2) 遺言で一定期間は相続財産を分割してはならないと定めているとき。但しこの期間は5年を超えることができない。5年を超えるときは、これを5年に短縮する。

(3) 相続人が一定の期間は相続財産を分割しないことに合意したとき

②胎児の出生前に、相続財産の分割を請求するときは、胎児にその相続分を留保しなければならない。死んで生まれたときは、留保した分を法定相続に基づき処理する。

③特定の相続財産につき、分割によってその価値に重大な損害を与えるときは、人民法院は相続人の申立てによって分割の中止を裁決することができる。

第84条【相続財産の分割の原則及び方法】①相続財産の分割は遺言で指定した分割方法に従って基づき行わなければならない。遺言でこれを指定していないときは、生産、生活に有利、相続財産の効用を損なわない原則に基づき分割しなければならない。

②分割できない相続財産は、換金して適切に補償し又は共有などの方法を以って処理しなければならない。

第85条【相続財産の分割の遡及効】相続財産の分割は相続の開始の時に

遡及して効力を生ずる。但し第三者の利益を害してはならない。

第86条【相続費用】①相続財産の分割及び管理並びに遺言執行のために支出した相続費用は相続財産債権に先んじて控除するものとする。

②相続人及び相続財産管理人が過失により支出した費用は相続費用に属さない。過失ある相続人及び相続財産管理人がこれを負担する。

第87条【瑕疵担保責任】①相続財産を分割した後に、各相続人はその取得した相続財産の限度でその他の相続人が得る相続財産に対し、売主と同じ瑕疵担保責任を負う。

②受遺者が承継した相続財産が種類物であるときは、相続人に前項に定める責任の負担を請求することができる。

③各相続人は他の相続人が取得した債権につき、相続財産分割時に於る債務者の資力を担保する責任を負う。

④前項の債権が停止条件つき又は弁済期始期付であるときは、各相続人は弁済期に於ける債務者の支払能力を担保する責任を負う。

第88条【担保責任の分担】前条に定める担保責任を負う共同相続人の中に支払能力がなく、分担する額を弁済することができない者があるときは、その分担できない部分は請求権を有する相続人と他の相続人が所得した相続財産の割合に応じて分担するものとする。但し弁済できない部分が請求権を有する相続人自らの原因によるときは、他の共同相続人は分担する責任を負わない。

第89条【遺言による負担の実現】負担付遺言相続又は遺贈については若し義務が履行可能で、且つ相続人、受遺者に不履行の正当な理由がないときは、他の受遺者又は相続人の請求に基づき、人民法院はその義務に対応する相続財産の相続権を取消ことができ、請求を申立てた相続人又は受遺者が遺言者の意思に基づき、責任を以って義務を履行し、相続財産を承継する。

第90条【相続人不存在の相続財産の処理】相続人不存在の相続財産は、人民法院が指定した管理人が本法の規定に基づき相続財産債務及び相続費用を弁済してなお残余があるときは、相続財産管理人がこれを関係部

門に引渡し、国庫に納入する。遺言者が生前集団所有制組織の構成員であったときはその所属した集団所有制組織に引渡し、その所有に帰属させなければならない。